

ご 注 意

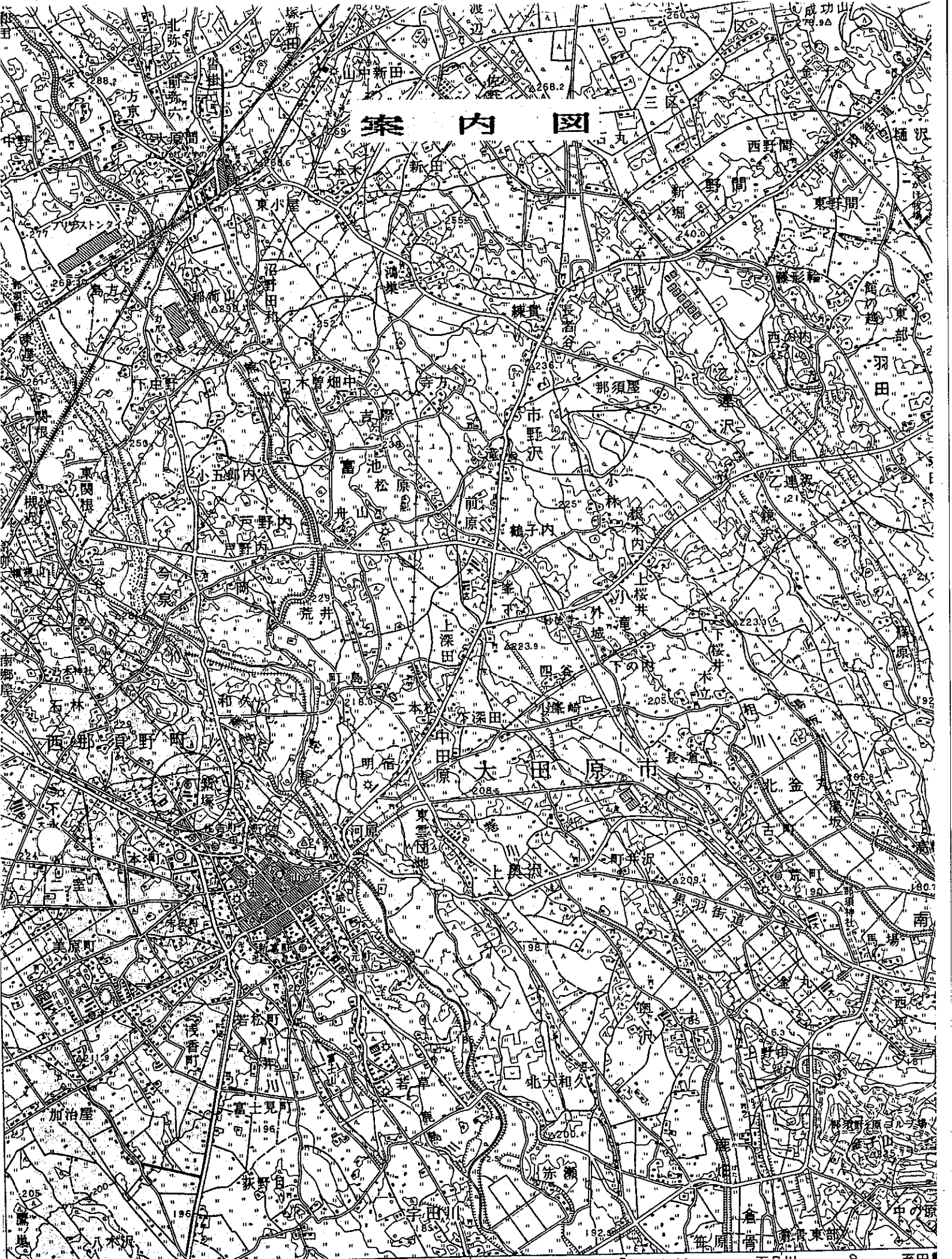
地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。(建築基準法施行令第93条)

地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地（状況においてはその周辺も含めて）の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご活用ください。

栃木県土木部建築課

案内図



至佐久山 至親園 至上沼 至宇田川 至西の原 至西の原 至折橋 至品川 至田

ボーリング柱状図

調査名 大田原高校柔剣道場新築工事地質調査委託 孔番 N6 1 地盤高 -0.066 m

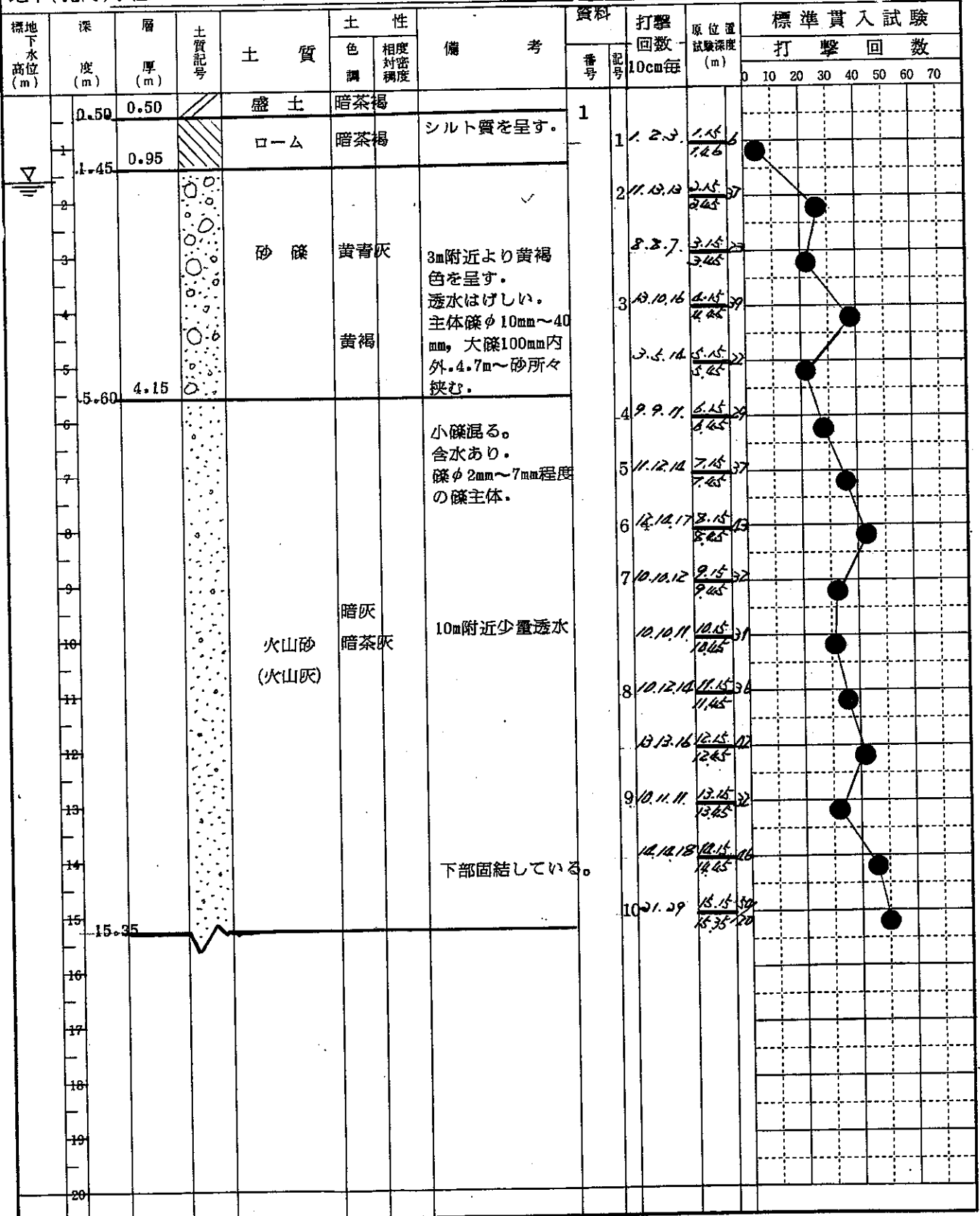
調査場所 大田原市紫塚3-2651 (基準面KBM+-0.00m)

地 形 _____ 摘要 _____

調査期間 昭和60年6月 日 ~ 月 日

地下(孔内)水位 GL-1.60m

調査担当者 _____



2°30'N

地震調査位置図

S = 1/600

